

公益社団法人 観世九阜会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人観世九阜会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国を代表する古典芸能である能楽を公開し、もって人民の文化趣味教養の普及と向上に努める。合わせてこの芸能を存続するための人材を養成し、能楽の公開および維持に必要な不可欠である能楽堂及び能面・能装束の活用及び維持管理をし、後世へわが国の高尚なる文化を継承することを目的とする。

(規律)

第4条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 演能会の開催及びその他普及活動の実施
- (2) 能楽の公開に必要な能楽堂の活用と維持管理
- (3) 能楽を存続させるために必要な能面・能装束の活用と維持管理
- (4) 能楽を存続させるために必要な人材の育成及び技芸向上のための研修会及び公演の開催
- (5) 会員および所有能楽堂を使用する者の主催する演能会及びその芸能活動を推進するための支援
- (6) 能楽関係団体及びその他文化芸術団体との交流提携
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した、満20歳以上で、観世流の能楽師個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は能楽団体
- 2 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、理事2名以上の同意により、理事会において定める入会申込書に必要書類を添付して申し込まなければならない。

- 2 この法人の賛助会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書により、申し込まなければならない。
- 3 この法人は、前2項による申し込みを受けた場合、社員総会において定める入会資格及び入会者推薦に関する規程により、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は正会員になった時及び毎年、賛助会員は毎年、社員総会において定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

- 2 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費免除)

第9条 正会員は、老齢・病気その他の事由により、会費免除の恩典を受けることができる。

- 2 会費免除は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(退社)

第10条 会員は、理事会において定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって該当会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款及びこれに付随する規定、又は会員としての義務に違反したとき。
 - (2) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
 - (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (4) 会員としての体面を汚損し、又は能楽界の伝統秩序を乱す行為があるとの申出を会員5名以上から受けたとき。
 - (5) その他の正当な事由があるとき。
- 2 除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 12 条 前 2 条のほか会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員が同意したとき。
- (6) 正会員が芸事を廃したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員がその資格を喪失した場合でも当該年度に係る未納の会費は納付しなければならない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会員の除名
- (8) 支部の設立及び解散
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第 17 条 定時社員総会は、毎年 1 回 6 月に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
 - 二 請求があった日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第 18 条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 定時社員総会の議長は、理事長とし、臨時社員総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 21 条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 22 条 社員総会の議事は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に定めるものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

- 2 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

- 第 23 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第 24 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 25 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名押印をする。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

- 第 26 条 この法人に、次の役員を置く。
- 理事 5 名以上 15 名以内
監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、また、3 名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 27 条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は欠けたとき、必要に応じその業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長および常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし再任を妨げない。
- 3 補充により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、当該監事の選任時が他の在任中の監事の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、前項によるものとする。

(解任)

第 31 条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第 32 条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 34 条 この法人は、役員の一社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 35 条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第 36 条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 37 条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 規程及び規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 正会員の会費免除の決定
 - (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6) 第 34 条の責任の免除

(種類及び開催)

第 39 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 4 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 29 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 40 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により、監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 41 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事現在数のうち、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 43 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び出席した監事は、これに署名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 47 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

2 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

(財産の管理・運用)

第 48 条 この法人の財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、その管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会において定める。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第 1 項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。また、同書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、理事会において定める情報公開規程により、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、理事会において定める情報公開規程により、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第53条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第54条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号から第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数の議決により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合には、その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除き、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 支部

(支部)

第 59 条 この法人は、定款の目的達成のため、各地域におけるこの法人の事業を円滑に推進するため、必要に応じて支部を置くことができる。

2 支部の設立及び解散は、理事会の承認を受けた上で、社員総会でこれを認めた場合に限る。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 60 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員は無報酬とする。ただし、委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 61 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第 62 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 定款、規程、及び規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関(理事会及び社員総会)の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書
- (9) 前号の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第 12 章 公告の方法及び個人情報の保護

(公告の方法)

第 63 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報公開)

第 64 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 65 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、観世喜之(本名 観世敬祐)とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 49 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。